

## 【遺言執行者について】

弁護士 柳沢 賢二

### 1 遺言執行者とは

「遺言の内容を実現する人」のことです。相続手続きでは、相続人だけでできるものと、遺言執行者にしかできないものがあります（子の認知、相続人の廃除・廃除の取消し）。せっかく遺言書があっても、遺言書に書かれていることを実行する人（＝遺言執行者）がいなければ、遺言の内容を進めることができません。

遺言執行者は、遺言書内で指定されている場合と、家庭裁判所により選任される場合があります（民法第1010条）。以下のような場合、家庭裁判所は利害関係人の請求により遺言執行者を選任することができます。

#### ①遺言執行者がいない場合

- ・ 指定または指定の委託がない
- ・ 指定された者が就職を拒絶した場合 など

#### ②遺言執行者が亡くなった場合

- ・ 遺言執行者が死亡、解任、辞任、資格喪失などの事由が生じた場合

遺言執行者は、未成年者や破産者を除いて誰でもなることができます。しかし、遺言執行の手続きは、利害関係が複雑にからむことが多く、専門的な知識を必要とすることもあるので、法律の専門家である弁護士などを指定するのが望ましいです。

### 2 遺言執行者指定のメリット

遺言執行者は、相続開始後に相続に関する手続き（認知や相続登記など）を単独で行う権限があるので、他の相続人が勝手に相続財産を処分したり、手続きを妨害したりすることを阻止することができます。そのため、相続人が遺言執行者を無視して、相続財産を勝手に処分するといったことがあれば、その行為は無効となり、その相続人に何かしらの措置をとることもできます。

また、相続人全員が協力しないと手続きができないものが多いので、遺言執行者の指定がない場合、遺言内容を快く思わない相続人がいると、遺言内容の実現

がなかなか進まないという問題が生じます。相続人が複数いると、書類の収集や署名押印手続き等、煩雑になりがちですが、遺言執行者を指定していれば、遺言執行者が相続人代表として手続きを進められるので、非協力的な一部の相続人や相続人全員の協力を得ずして、遺言内容の実現を図ることができるので、大幅に時間の短縮ができます。

(例) 遺言執行者が指定されている場合と指定されていない場合で、金融機関の手続きについて例に挙げると、以下のような違いがあります。

○遺言執行者が指定されている場合	×遺言執行者が指定されていない場合
<p>遺言執行者は、遺言者に書かれている通りに手続きを進められる権利を持っています。</p> <p>そのため、複数の相続人がいた場合でも、遺言執行者と受遺者のみの署名捺印で相続手続きを進めることができます。</p>	<p>遺言者に「〇〇へ相続させる」と指定されていた場合でも、遺言執行者がいない場合、多くの金融機関で、「相続人全員からの署名捺印が必要」と言われます。</p> <p>その場合、結局は遺言書がない場合と同様、遺産分割協議書の作成や、相続人全員の署名捺印、相続人全員の印鑑証明書等を求められるので、とても時間がかかります。</p> <p>また、もし手続きに反対し署名捺印をしない相続人がいた場合、手続きがストップしてしまい、進められない場合もあります。</p>

### 3 遺言執行者選びのポイント

#### ①事前に了解を得る

ある日突然「あなたは〇〇さんの遺言執行者です」と言われても困るので、遺言書を書く際に、事前に遺言執行者に指定しようと思っている方の了解をとっておくことが大切です。

#### ②遺言者より長生きする人

遺言執行者が職務を行うときは、遺言者が亡くなったときなので、肝心の時に遺言執行者が亡くなっていたり、認知症などで遺言の執行ができないようであれば意味がありません。

### ③専門家が安心

行う作業が多岐にわたり、法的な知識を必要とする機会も多いので、可能であれば弁護士や信託銀行などの専門家や法人を選出しておく方が安心です。

## 4 遺言執行者の仕事

- ①相続人・受遺者全員に遺言執行者の就任を通知する。
- ②遺産の調査をして財産目録を作成し、相続人全員に交付する。
- ③遺言書に子の認知がある場合は、就任してから10日以内に役所へ届出する。
- ④遺言書に相続人の廃除や廃除の取消しがある場合は、家庭裁判所に必要な手続きをする。
- ⑤遺言書の内容に基づき不動産の名義変更、預貯金の解約・払戻し、その他財産の名義変更等の手続きをする。
- ⑥全ての手続きが終了後、各相続人や受遺者全員に、その経過や結果の報告を行う。

## 5 最後に

遺言執行者の仕事で中心になるのは、不動産や預貯金などの名義変更等の手続きになってきます。これらの手続きは、平日の日中に行わなければならないことが多く、専門的な知識を必要とすることが多いです。

また、遺言内容によっては相続人間で利益が相反することもあるので、第三者の立場で公平に手続きを進められる弁護士、信託銀行などの専門家や法人を指定することをお勧めいたします。